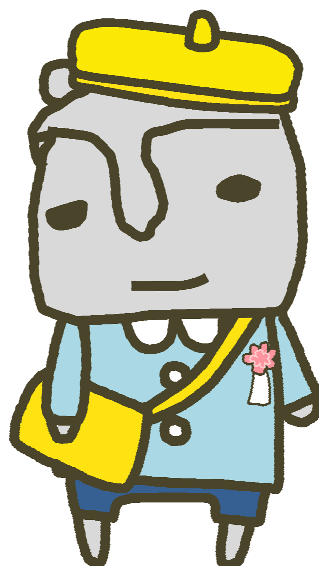


# 令和8年度

## 認可保育所・認定こども園 入園ガイドブック

育休期間に合わせて  
継続入園できるで～



臼杵市福祉事務所

こども子育て課

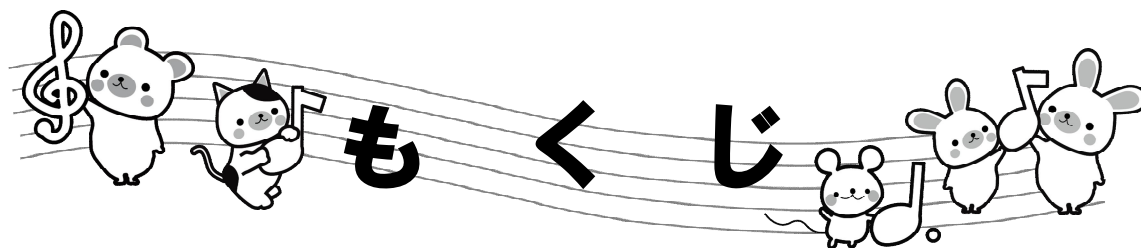
(臼杵市子ども・子育て総合支援センター)

臼杵市ホームページ



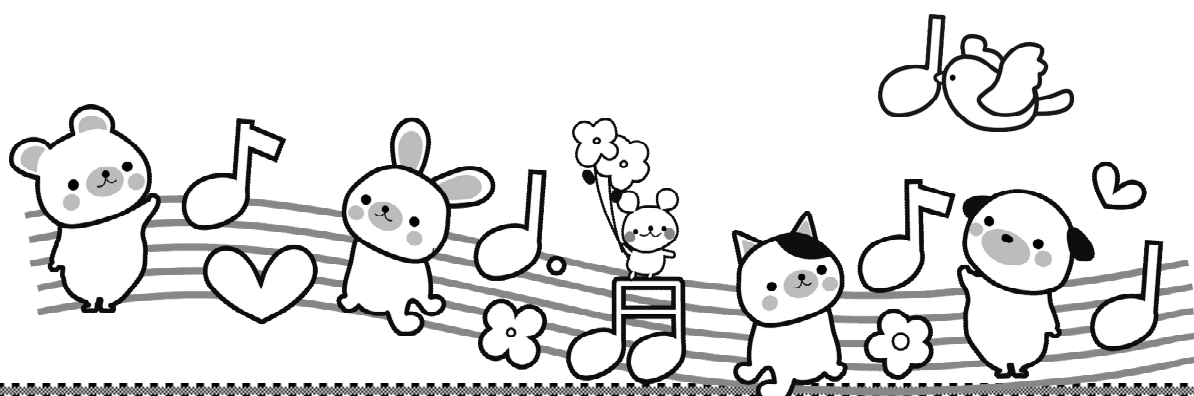
ちあぼーとInstagram





認可保育所および

認定こども園（保育園部）への入園について . . . . .	2
認可保育所・認定こども園一覧・その他サービス . . . . .	3
標準時間保育と短時間保育 . . . . .	4
臼杵市内教育・保育施設マップ . . . . .	5
保育料の算定方法 . . . . .	6
保育料の主な軽減制度 . . . . .	6
利用者負担額表（保育料）保育園部 . . . . .	7
副食費免除対象の範囲 . . . . .	8
認可保育所・認定こども園についてのQ & A . . . . .	9
（参考1）入園までの流れ . . . . .	12
（参考2）幼稚園および幼稚園部 対象施設一覧 . . . . .	13
（参考3）市内認可外保育施設 . . . . .	13
（参考4）教育・保育サービス一覧（施設の種類別） . . . . .	14



# 認可保育所および認定こども園 (保育園部)の入園について

## ○入園要件

認可保育所および認定こども園(保育園部)へ入園できる児童は、両親や同居の親族が、以下の理由により自宅で保育することができない場合です。

<input type="checkbox"/>	家庭外労働	児童の保護者が家庭の外で仕事をしていること。(※1)
<input type="checkbox"/>	家庭内労働	児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていること。
<input type="checkbox"/>	母親の出産等	妊娠中であるか、出産後間がないこと。(※2、※3)
<input type="checkbox"/>	家族の病気等	傷病や障がいを理由に児童の保育ができないこと。
<input type="checkbox"/>	病人の介護等	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、常時介護をしていること。
<input type="checkbox"/>	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の復旧に当たっていること。

※1. 仕事をしているとは、月64時間以上就労している状態です。

就学や技能習得のための通学をしている方…仕事をしている状態と同じとみなします。  
自営業の方…収入のある証明として、確定申告の写しの提出を求め場合があります。  
求職中の方…原則3ヶ月間入園可能です。

※2. 母親の妊娠・出産で入園する場合、出産予定月を挟んで最長で7ヶ月間入園可能です。

例：10月出産予定の場合、7月1日～1月31日までの7ヶ月間入園可能。

※3. 育児休業前すでに上のこどもが保育所等に入園している場合は、出生児が1歳になる誕生月まで継続入園可能です。但し、育児休業期間が1年以上ある場合、就労証明書に記載されている復職予定日の属する月末まで継続入園可能です。

育児休業復帰の場合は、復帰日の概ね1ヶ月前(復帰日が月の14日以前の場合は前月1日から、月の15日以降の場合は当月の1日)から入園可能です。

出産のために仕事を辞めざるを得ず、育児休業を取得できない方についても、育児休業を取得した方と同様に上のこどもの継続入園が可能です。但し、出生児が1歳になる誕生月までです。

## ○手続

入園を希望する保護者は、「教育・保育給付認定(現況)申請書 兼 入所(利用調整)申込書」に記入し、必要書類と合わせて、臼杵市子ども・子育て総合支援センター内子ども子育て課または野津庁舎市民生活推進課にご提出ください。

### ○申請期限

入園を希望する月の前月15日まで(15日が土日祝日の場合は、直前の開庁日) **期限厳守**

※4月入園のみ、申し込み期間が上記とは異なりますのでご注意ください。

※市外の保育施設へ入園を希望される方は、必ず事前に臼杵市役所子ども子育て課へご相談ください。

※原則として、月1日入所です。緊急性を要する場合を除き、月途中の入園はできません。

※入園に必要な書類は、臼杵市役所子ども子育て課または市HPで取得できます。

※書類は、不備のないよう揃えたうえで、臼杵市役所子ども子育て課に提出してください。

## ○認可保育所、認定こども園 一覧

	施設名	保育定員	住所	電話	延長	一時	休日
公立	下南こども園 (指定管理: 臼杵市社会福祉協議会)	60	家野 1496	0972-62-3630	○	○	
	臼杵中央こども園	70	臼杵 616-1	0972-62-3629	○	○	
私立	かいぞえこども園	45	海添 93	0972-63-0129	○	○	
	市浜こども園	90	市浜 361	0972-62-3229	○	○	
	海辺こども園	110	大浜 526-2	0972-62-3464	○	○	
	すみれこども園	200	友田 12-1	0972-63-5991	○	○	○
	うすきこども園	100	福良 1775-5	0972-62-5663	○	○	
	野津こども園	80	野津町宮原 3950-1	0974-32-3656	○	○	
	野津南保育園	20	野津町野津市 563-1	0974-32-2283	○	○	
	認定こども園アソカ幼稚園	50	江無田 408-9	0972-63-0807		○	
	認定こども園カトリック臼杵幼稚園	50	臼杵 75-80	0972-62-3065		○	

## ○その他の保育サービス

保育サービス	サービス内容	利用料
延長保育	延長保育実施施設に入園している児童で、保護者の就労形態などやむを得ない事情で、保育時間内の迎えが困難な場合に利用ができます。利用希望の方は、実施施設にて申請を行ってください。また、保育料とは別に利用料がかかります。	延長時間 30 分当たり 100 円 ※兄弟利用は半額 ※上限: 2,500 円
一時預かり (一時保育)	保育園等の施設に入園をしていない児童で、保護者の事情(冠婚葬祭・病気・育児疲れ等)で、家庭での保育ができない場合、一時的に実施施設でこどもさんを預かります。利用希望の方は、実施施設にて申請を行ってください。 ※利用日数や、利用時間などは各施設により異なります。	各施設により異なります。 【一時預かり事業利用料助成】 ※1回あたりの利用料を上限 2,000 円まで市が補助します。 (月4回まで) ※給食費は除く
休日保育	市内の保育園・認定こども園(保育園部)に入園している児童で、保護者の就労形態等において、家庭で休日の保育ができない場合に利用ができます。利用希望の方はすみれこども園に申請を行ってください。	通常保育の保育料に含むため、利用料はかかりません。 但し、平日と同様、家庭で保育できない理由が必要です。
病児・病後児保育	0歳～小学校6年生までの大分県内にお住まいのこどもさんが、病気のために集団生活が困難な場合、保護者に代わり保育・看護を行います。 場所: とうぼ小児科医院2階 病児保育室「とんぼ」 電話: 0972-63-5811 ※市外の病児保育施設を利用した場合は一部費用の助成があります。 ※詳細は、子ども子育て課までお問い合わせください。	1日利用料: 1,500 円 (2日以降: 1,000 円) 半日利用料: 1,000 円 ※おやつ・給食費込み ※きょうだい児 2 人目以降: 1,000 円 ※延長保育料: 200 円

## 標準時間保育と短時間保育の違い

認可保育所および認定こども園（保育園部）を利用する場合、保護者の就労形態によって、施設を利用できる基本時間が異なります。

保護者の就労時間等が施設の設定する短時間保育時間内である（下表の短時間保育時間内に送迎できる）場合、施設を利用できる基本時間は8時間（短時間保育認定）となり、そうでない場合は11時間（標準時間保育認定）となります。

### ○ 短時間保育認定者の保育料（例）

8：30～16：30 → 基本保育料のみ

8：00～17：00 → 基本保育料+前後30分の延長保育料

8：30～18：30 → 基本保育料+16：30～18：00の延長保育料  
+18：00～18：30の延長保育料

※短時間保育時間外も園を利用できますが、延長保育利用となり、延長保育料がかかります。

### ○ 標準時間保育認定者の保育料（例）

7：00～18：00 → 基本保育料のみ

7：00～18：30 → 基本保育料+18：00～18：30の延長保育料

施設名	短時間保育 (8時間)	標準時間 (11時間)	延長保育時間			
			30分 延長	1時間 延長	1時間30分 延長	2時間 延長
下南こども園	8：30～ 16：30	7：00～ 18：00	18：00～19：00			
臼杵中央こども園			18：00～19：30			
かいぞえこども園			18：00～19：00			
市浜こども園			18：00～19：00			
海辺こども園			18：00～19：30			
すみれこども園			18：00～20：00			
うすきこども園			18：00～19：00			
野津こども園			18：00～ 18：30			
野津南保育園						
認定こども園 アソカ幼稚園			8：00～ 16：00	7：30～ 18：30		
認定こども園カトリック臼杵幼稚園						

※保育時間帯は変更となる可能性があります。

# 保育料等の階層区分の算定方法

保育料等の階層区分は、①児童の年齢、②扶養義務者（父母及びその他の扶養義務者）の③税額（市民税額所得割の合計額）から算定します。

## ① 児童の年齢

当年度の4月1日現在の年齢となります。年度の途中で年齢が上がっても、保育料等の階層区分には影響ありません。

## ② 扶養義務者

原則として、父母が保育料等の階層区分算定上の扶養義務者となります。ただし、父母の前年収入合計額が103万円未満であり、祖父母等の直系尊属と同居の場合、祖父母等も扶養義務者とみなすことがあります。

## ③ 税額

令和7年度の市民税額（令和6年中の所得に対する課税額）がこれにあたります。年度の途中（9月）から、令和8年度分の市民税額（令和7年中の所得に対する課税額）に切り替わります。

※保育所等への入園決定時点で税金の申告がされていない場合や課税書類の提出のない場合は、推定により保育料等の階層区分を決定することがあります。

※利用者負担額表を参照してください。

# 保育料等の主な軽減制度

## 【① 保育の無償化】

- ・ 令和5年4月より、3歳未満児住民税課税世帯の保育料を無償となりました。（市独自）
- ・ 3歳以上児（年少・年中・年長クラス）は国の保育料無償化の対象です。（国の制度）
- ・ 3歳未満児住民税非課税世帯は国の無償化の対象です。（国の制度）

## 【② 臼杵市にここ保育支援事業】

戸籍上の第2子以降3歳未満児の保育料は、全額免除となります。

## 【③ 副食費助成事業】

扶養義務者の収入額や第〇子かによって、免除対象か徴収対象となります。

徴収対象の場合、月額1,800円まで市から補助があります。詳しくは、P7をご覧ください。か市の担当課窓口までお問合せください。

※保育料等の軽減制度は変更となる可能性があります。

臼杵市 保育料  
認可保育園・認定こども園（保育園部）

令和8年4月版

< 3歳未満（令和5年4月2日生～）：保育料 >

階層	階層区分	基準額 (本来の保育料)		軽減適用	第1子 軽減後の保育料		第2子 軽減後の保育料		第3子以降 軽減後の保育料		
		標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	10	生活保護世帯	通常	0	0	→	0	0	0	0	0円
2	22	市民税非課税	通常	0	0		0	0	0	0	
	21		ひとり親	0	0		0	0	0	0	
3	34 34	市民税所得割 48,600円未満 (市民税均等割 課税世帯含む)	通常	17,000	16,800	17,000	16,800	8,500	8,400		
	32 32		ひとり親	8,000	7,900	8,000	7,900	0	0		
4	41	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親	9,000	8,800	9,000	8,800	0	0		
	42		通常	26,000	25,600	26,000	25,600	13,000	12,800		
	43		通常	26,000	25,600	26,000	25,600	13,000	12,800		
5	50	市民税所得割 169,000円未満	通常	38,000	37,400	38,000	37,400	19,000	18,700		
6	60	市民税所得割 301,000円未満	通常	53,000	52,100	53,000	52,100	26,500	26,050		
7	70	市民税所得割 397,000円未満	通常	60,000	58,800	60,000	58,800	30,000	29,400		
8	80	市民税所得割 397,000円以上	通常	60,000	58,800	60,000	58,800	30,000	29,400		

令和5年4月より保育所・認定こども園の保育料をすべて無償化しました。

< 軽減の仕組み >

- ① 3歳以上児は無料。非課税世帯の3歳未満児も無料。（令和元年10月からの無償化対象）
- ② 3歳未満児、第2子以降は無料。（臼杵市にこここ保育支援事業の対象）
- ③ 3歳未満児、第1子は臼杵市独自で無料。階層区分については、小学校就学前児童までがカウント対象。（国制度基準より）

※各園で徴収する給食費、通園バス利用料などは、実費になります。

3歳以上児の給食費については、階層や子どもの人数（小学校就学前まで）により減免の制度があります。  
臼杵市では、副食費（おかず代やおやつ代）が発生した方について、上限1,800円/月まで補助をしています。  
3歳未満児の給食費については、保育料の中に含まれています。

※基準額や軽減の仕組みは、変更される場合があります。

## 副食費の免除対象の範囲

### ・ 1号認定子ども

第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収270万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 (年収360万円未満相当)			
	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収680万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収680万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

### ・ 2号認定子ども

第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収260万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 (年収330万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収360万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収470万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収640万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第6階層 (年収930万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第7階層 (年収1,130万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第8階層 (年収1,130万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

国が示す副食費を免除する範囲

- ◆ 1号認定子ども・・・小学校第3学年修了前までが算定基準
  - ◆ 2号認定子ども・・・小学校就学前までが算定基準
  - ◆ 免除対象者については、世帯の変更や住民税の修正申告、保育料課税年度切り替え等の理由により変更する場合があります。
- ただし、年収360万円未満相当の世帯においては、多子のカウントにおける年齢制限を設けない。

# 認可保育所・認定こども園 についてのQ & A

## <施設の種類について>

### Q1. 認可保育所・幼稚園・認定こども園の違いは何ですか？

A1. 次のような違いがあります。

施設の種類によってこどもを預けることのできる日や時間が異なりますので、入園前に十分ご確認ください。入園すると、別の施設を同時に利用することはできません。

認可保育所：保護者の共働き等の理由で、日中自宅で保育できない児童を保育する施設です。概ね生後3ヶ月～小学校就学前まで利用することができます。

幼稚園：児童に教育を行う施設です。施設によって異なりますが、満3歳～小学校就学前まで利用することができます。

認定こども園：保育園と幼稚園の機能を併せもつ施設です。

## <認可保育所・認定こども園（保育園部）の入園について>

### Q1. 現在、求職中ですが、入園することはできますか？

A1. 入園できます。但し、入園から3ヶ月以内に就労することが絶対条件となります。3ヶ月経過後も就労できない場合は、原則として退園となります。

### Q2. 入園後に仕事を辞めたのですが、何か届出が必要ですか？

A2. 必要です。

仕事を辞めた時点でこどもを預ける理由がなくなってしまうので、入園を継続したい場合は求職中である旨を書いた「申立書」を提出し、3ヶ月以内に再度就労してください。仕事を辞めた場合に限らず、妊娠・出産、家族の介護など、家庭の状況が変化した場合は速やかに届け出てください。届出が著しく遅れた場合や、届出内容に虚偽が発覚した場合は、退園となる場合があります。

### Q3. 特定の施設への入園を希望しており、入園定員の関係から入園できない場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A3. 入園できなかった場合、翌月以降も再度入園選考を行いますので、毎月入園申込書を提出する必要はありません。但し、他にも受入可能な施設があるにも関わらず、特定の施設を希望し続ける場合、緊急性がないとみなされ、入園の優先順位が低くなる場合があります。また、待機児童にもなりません。

#### Q4. 臼杵市外の施設へ入園することはできますか？

A4. 入園できるかどうかは、希望する施設がある市町村で判断されます。  
入園申込書の提出先は臼杵市役所子ども子育て課です。  
希望がある場合は、お早めに子ども子育て課までご相談ください。

#### <認可保育所・認定こども園での生活について>

#### Q5. 食物アレルギーがあるのですが、アレルギーに対応した給食を実施していますか？

A5. 各施設では、主治医の指示によりアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食を可能な範囲で行っています。対応は各施設で異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

#### <保育料等について>

#### Q6. 保育料の軽減制度を教えてください。

A6. 詳しくは、P6をご覧くださいか、市の担当課窓口までお問い合わせください。

#### Q7. 年度の途中で副食費が徴収対象となった通知が届きました。なぜ年度の途中で変更があるのですか？

A7. 平成27年度より保育料等の計算方法が変更となり、「4月～8月」と「9月～3月」で保育料等の計算のもとになる「市民税課税額」の対象年度が切り替わります。従って、世帯によっては年度の途中で、副食費が徴収対象か免除対象になるか変わることがあります。

例：令和8年度の副食費

- ・ 4月～8月の副食費  
→令和7年度の市民税課税額（令和6年中の所得）から計算
- ・ 9月～3月の副食費  
→令和8年度の市民税課税額（令和7年中の所得）から計算

#### Q8. 昨年と比べて収入に大きな変化はないのに、保育料等の階層区分が上がった（または下がった）のはなぜですか？

A8. 保育料等の階層区分は世帯の市民税額から算定します。市民税額は、収入の額だけで算定するわけではなく、扶養人数や納めた保険料などにより大きく変動する可能性があり、税額が千円上がるだけで階層区分が上がることがあります。  
※逆に、税額が千円下がるだけで階層区分が下がることもあります。

#### Q9. 不景気で給料が昨年より下がった（仕事を辞めて収入が下がった）ので、副食費を免除にしてもらえませんか？

A9. 原則として、市民税額が基準となりますので、今現在の給料のように変動しやすいものを基準とすることはできません。したがって、年度途中で給料の増減を理由として副食費を見直すことはできません。

**Q10. 同居の祖父母の収入を保育料等の階層区分算定対象に入れるのは、どのような場合ですか？**

**祖父母から金銭的援助を一切受けていない場合でも、祖父母の収入を算定対象に入れることがありますか？**

A10. 保護者である父母の前年の年間収入を合算して103万円未満の場合、その収入だけでは生計を維持できなるとみなし、祖父母の収入（年金収入含む）を保育料等の階層区分算定対象に入れることがあります。

**Q11. 祖父母と住所は同じですが、住民票登録上は世帯を別にしてしています。その場合でも同居とみなされますか？**

A11. 同居とみなされます。  
住民票の登録ではなく、実際に同居しているかどうかで判断されます。

#### **<その他の保育サービスについて>**

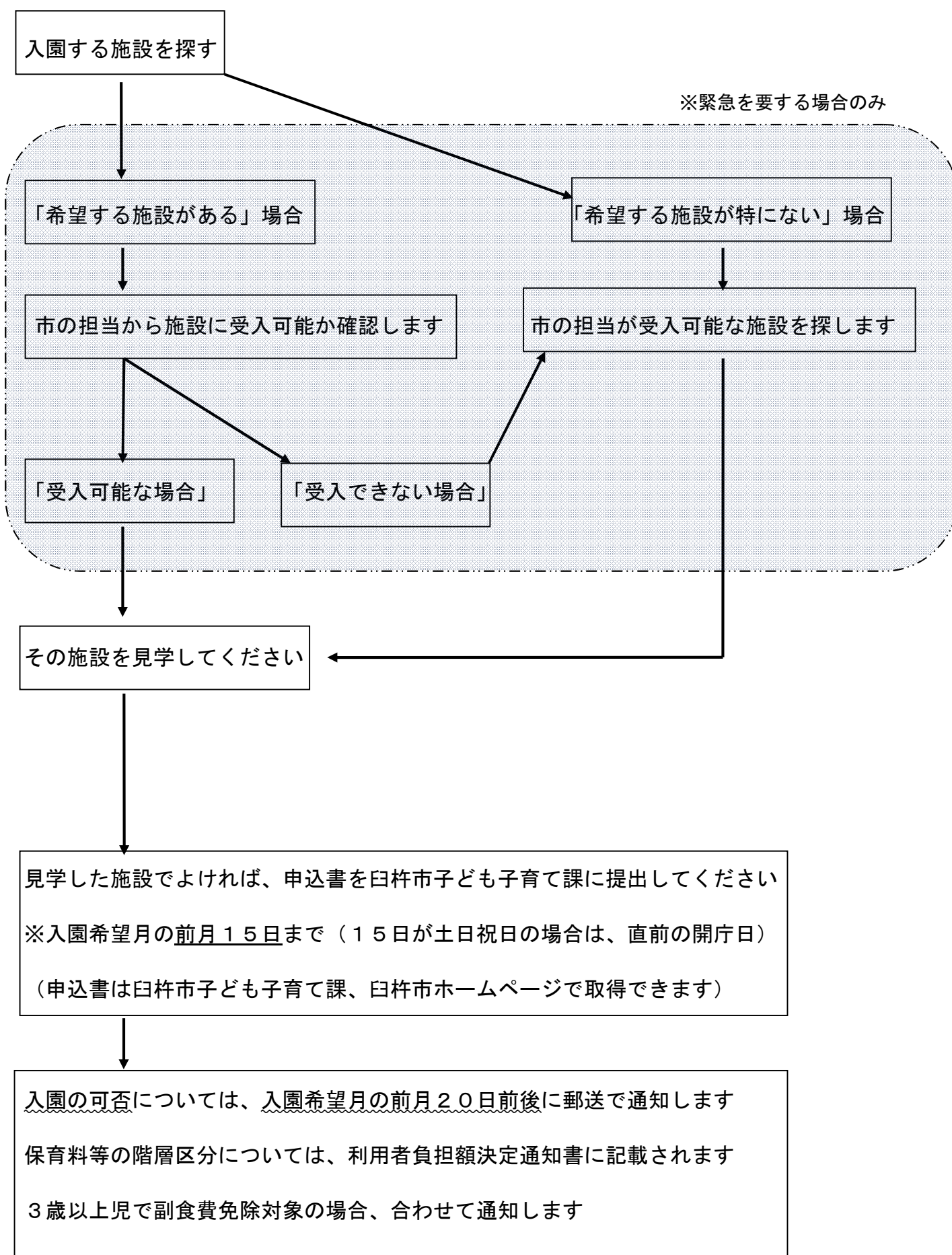
**Q12. こどもが幼稚園に在籍していますが、夏休みなどで幼稚園が休みになるので、認可保育所や認定こども園の一時預かりや休日保育を利用することはできますか？**

A12. 幼稚園と認可保育所は同列のサービスですので、同時に利用することはできませんが、幼稚園（部）の預かり保育を利用することができます。市から「保育の必要性の認定」を受けた場合は、月額11,300円まで無償化の対象となります。  
ただし、満3歳になった日から、満3歳後最初の3月31日までのこどもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。（月額16,300円まで）

※保育所や認定こども園の一時預かり：  
在宅のこども（どの園にも在籍していないこども）を対象としたサービスです。

※休日保育：  
認可保育所・認定こども園（保育園部）にこどもを預けている保護者の方が、休日の仕事等で突発的にこどもを預けざるを得ない場合に利用するサービスです。

<参考1> 入園までの流れ



<参考2> 幼稚園および認定こども園（幼稚園部）の施設一覧

○認定こども園（幼稚園部）

園 名		定員	住 所	電話番号
公立	下南こども園 (指定管理：臼杵市社会福祉協議会)	10名	家野 1496	0972-62-3630
私立	認定こども園アソカ幼稚園	25名	江無田408番地の9	0972-63-0807
	認定こども園 カトリック臼杵幼稚園	15名	臼杵75番地の80	0972-62-3065
	臼杵中央こども園	10名	臼杵 616-1	0972-62-3629
	海辺こども園	10名	大浜526-2	0972-62-3464
	すみれこども園	15名	友田12-1	0972-63-5991
	かいぞえこども園	10名	海添 93	0972-63-0129
	市浜こども園	10名	市浜 361	0972-62-3229
	うすきこども園	10名	福良 1775-5	0972-62-5663
	野津こども園	10名	野津町宮原3950-1	0974-32-3656

※保育時間、給食費、預かり保育料等は施設へ直接お問い合わせください。

<参考3> 市内認可外保育施設

○市内認可外保育施設（休園中）

施設名	住 所	電話番号
すえひろ保育園	臼杵市大字末広455番地	0972-63-2968

※申込みや詳しい保育内容については、直接施設に問合せください。

# ❀ 臼杵市の子育てに関する様々な制度をお知らせします ❀

## 妊産婦

母子手帳・受診券の交付  
妊婦歯科健診助成



妊産婦医療費助成

大分県内で初めて導入！  
妊娠中の医療費（保険診療分）が0円！

児童手当

フッ化物塗布受診券

出生祝い品

出生児1人につき2万円分の市内で使える商品券を贈呈します！



子ども医療費助成

0歳～高校生世代までのこどもさんの保険適用分の医療費を助成します！  
助成内容：入院・通院0円



ちあぼーと

妊娠期から18歳までの様々な相談にワンストップで切れ目のない支援を行います！  
・子育て中の保護者等が気軽に立ち寄れる「あそびのひろば」があります。  
・保健師、子育て支援コーディネーター、母子父子自立支援員、家庭児童相談員など専門員が常駐しています。  
・手当などこどもにもに関する各種行政手続きが行えます。



## 子育て支援



保育所・認定こども園・保育料 0円！

・主食費0円・副食費 上限1,800円/月補助

地域子育て支援拠点

市内4か所あります。

送迎対応あり

病児病後児保育

広域利用可・ネット予約サービスあり！



予防接種 9つの定期接種+おたふくかぜ0円

インフルエンザ予防接種も補助あり！



このマークは臼杵市独自の取組です！  
詳細は下記までお問合せください♪

ファミリー・サポート・センター事業

ちよっと困ったときに利用できます。  
(生後6か月～12歳まで)

一時預かり事業利用料一部助成

・上限2,000円/回(1月あたり4回まで)  
※市内保育所・認定こども園で利用できます。



HPはこちら

【お問合せ先】 臼杵市子ども・子育て総合支援センター ちあぼーと  
TEL:0972-72-1085(直通)